

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成18年度における人事委員会への相談件数、処理件数及び平成19年度への繰越件数はいずれもありません。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）</u>第1条に規定する公益信託のうち、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条第2項の規定に基づき愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその事務を行うこととされたもの（以下「公益信託」という。）に係る<u>許可及び監督</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（公益を目的とする信託の許可の申請）</p> <p><b>第2条</b> 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 信託行為の内容を示す書類</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあつては、引受け後2年間）の事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 前項第3号から第5号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>（財産の移転の報告）</p> <p><b>第3条</b> 法第2条第1項の許可を受けた受託者は、遅滞なく前条第1項第7号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の内容を示す書類の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（事業計画書等の届出）</p> <p><b>第4条</b> 受託者は、<u>毎信託事務年度</u>（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>信託法（大正11年法律第62号）第66条</u>に規定する公益信託のうち、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条第2項の規定に基づき愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその事務を行うこととされたもの（以下「公益信託」という。）の<u>引受けの許可及び監督</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（引受けの許可の申請手続）</p> <p><b>第2条</b> <u>公益信託の引受けをしよう</u>とする者は、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 信託行為</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) 引受け後2年</p> <p>の事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 前項第3号及び第4号の規定において委託者又は受託者となるべき者が法人である場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>（財産の移転の報告）</p> <p><b>第3条</b> 引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第1項第7号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（事業計画等の届出）</p> <p><b>第4条</b> 受託者は、<u>年度</u>（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p>

以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2 受託者は、第2条第1項第9号又は前項の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を変更したときは、遅滞なくこれを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

**第5条** 受託者は、信託事務年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

(公告)

**第6条** 受託者は、前条の報告をした後遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

**第7条** 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたとき認めるときは、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

**第8条** 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

**第9条** 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の併合をする根拠となる信託法(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の併合案を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を変更したときは、遅滞なくこれを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

**第5条** 受託者は、年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

(公告)

**第6条** 受託者は、前条の報告をした後遅滞なく前年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託条項の変更認可の申請手続)

**第7条** 受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託条項の変更について、信託行為の定めるところにより教育委員会の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託行為の変更の条項及びその事由を記載した書類

(2) 信託行為の新旧の比較対照表

(3) 信託行為所定の手続を経たことを証する書類

2 前項の信託行為の変更がその公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、前項各号の書類のほか、その変更に係る第2条第1項第7号から第9号までの書類を添付しなければならない。この場合において、同項第9号中「引受け後」とあるのは、「信託条項変更後」と読み替えるものとする。

る。

(吸収信託分割の許可の申請)

**第10条** 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 吸収信託分割案を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

**第11条** 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 新規信託分割案を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

**第12条** 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

**第13条** 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

**第14条** 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、解任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の請求)

**第15条** 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人」という。)は、信託法第62条第4項及び法第

(受託者の辞任の許可の申請手続)

**第8条** 受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 財産及び収支の現況  
を記載した書類
- (3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請手続)

**第9条** 委託者、その相続人又は信託管理人は、受託者の任務違反その他重要な事由により、教育委員会に対し受託者の解任を請求しようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者の選任の申請手続)

**第10条** 委託者、その相続人、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人」という。)は、受託者が欠けることとなる場

8条の規定により新たな受託者 \_\_\_\_\_ の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書
  - (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
  - (3) 省略
- ( 信託財産管理命令の請求 )

**第16条** 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、管理命令申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
  - (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
  - (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- ( 保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請 )

**第17条** 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

( 信託財産管理者等の辞任の許可の申請 )

**第18条** 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

( 信託財産管理者等の解任の請求 )

**第19条** 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

( 信託財産法人管理命令の請求 )

**第20条** 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定によ

合において、教育委員会に対し新受託者の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) \_\_\_\_\_ 第2条第1項第4号に掲げる書類 \_\_\_\_\_
- (2) 財産及び収支の現況を記載した書類 \_\_\_\_\_
- (3) 省略

り信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、管理命令申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）

**第21条** 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

（信託管理人の辞任の許可の申請）

**第22条** 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

**第23条** 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の請求）

**第24条** 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

（信託の終了命令の請求）

**第25条** 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により、信託の終了命令を請求しようとするときは、終了命令申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了命令を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

（諸届出）

**第26条** 受託者は、第3条から第5条まで に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく書面をもつて届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 委託者又は受託者の氏名、住所又は職業（法人にあつては、

（信託管理人の選任の申請手続）

**第11条** 利害関係人は、教育委員会に対し

\_\_\_\_\_ 信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

（諸届出）

**第12条** 受託者は、第3条、第4条及び第5条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく書面をもつて届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 委託者又は受託者の職業又は住所

その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)に変更があつたとき\_\_\_\_\_。

- (3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業(信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)に変更があつたとき。

2 前項第3号の規定による届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第2条第1項第5号又は第6号の書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

**第27条** 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類  
(2) 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)  
(3)～(8) 省略

2 前項に掲げる書類及び帳簿の保存年限については、信託法第37条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 前項第3号及び第7号の書類 1年以上  
(2) 前項第4号の書類 永年

(業務の監督)

**第28条** 教育委員会は、法第3条及び第4条第1項\_\_\_\_\_の規定により、受託者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は\_\_\_\_\_その職員をして信託事務\_\_\_\_\_及び財産の状況を実地に検査させることができる。

2・3 省略

(公益信託終了の報告等)

**第29条** 受託者は、信託が終了したときには、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類により、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以

に変更があつたとき(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき。)

- (3) 信託管理人の職業又は住所\_\_\_\_\_に変更があつたとき。

(4) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。

2 前項第4号の規定による届出の場合にあつては\_\_\_\_\_、第2条第1項第5号又は第6号の書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

**第13条** 受託者は、その\_\_\_\_\_事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 信託行為\_\_\_\_\_の  
(2) 利害関係人\_\_\_\_\_の名簿及び履歴書(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)  
(3)～(8) 省略

2 前項第3号及び第7号の書類及び帳簿は1年以上、第4号の書類は永年、第5号の書類及び帳簿は10年以上保存しなければならない。

(業務の監督)

**第14条** 教育委員会は、信託法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し、報告\_\_\_\_\_を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員をして公益信託の業務及び財産の状況を実地に検査させることができる。

2・3 省略

(信託財産の取得の許可の申請手続)

**第15条** 受託者は、やむを得ない事由により信託財産をその者の固有財産としようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 固有財産としようとする事由を記載した書類  
(2) 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類  
(3) 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(残余財産処分の許可の申請手続等)

**第16条** 受託者は、信託の終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより教育委員会の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託終了の事由を記載した書類  
(2) 財産目録  
(3) 残余財産の処分方法に関する書類

2 受託者は、信託が終了したときには、遅滞なく前項各号の書類を添付して\_\_\_\_\_、その旨を教育委員会に報告しなければならない。ただし、前項の規定により許可を申請した場合には、この限りでない。

内に、次の書類を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公益信託に係る許可及び監督については、改正後の愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 条例第3条第1項の規則等で定める保存 )</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則</u>（昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号）第27条第1項第1号、第2号（委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び定款又は寄付行為に限る。）、第3号、第5号（収入支出に関する帳簿に限る。）、第6号及び第8号</p>	<p>( 条例第3条第1項の規則等で定める保存 )</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</u>（昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号）第13条第1項第1号、第2号（<u>利害関係人</u>）<u>の名簿及び定款又は寄付行為に限る。</u>）、第3号、第5号（収入支出に関する帳簿に限る。）、第6号及び第8号</p>

**選挙管理委員会告示**

**○愛媛県選挙管理委員会告示第90号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成19年9月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成16年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H17. 2 . 28

1 収入総額	57,678,196 円
前年繰越額	1,902,596 円
本年収入額	55,775,600 円
2 支出総額	44,838,796 円
3 翌年繰越額	12,839,400 円
4 本年収入の内訳	

個人の党費・会費（4,660人）	4,785,600 円
寄附	29,990,000 円
個人分	2,490,000 円
団体分	18,280,000 円
政治団体分	9,220,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,000,000 円
自由民主党本部	21,000,000 円

## 5 寄 附 の 内 訳

( 寄 附 者 ) ( 金 額 ) ( 住 所 ・ 所 在 地 )

( 個 人 分 )

町 野 博	130,000 円	松 山 市
鎌 倉 坂 衛	120,000 円	伊 予 市
稲 田 裕	120,000 円	松 山 市
三 原 温	120,000 円	松 山 市
村 上 博	120,000 円	松 山 市
清 水 信 行	120,000 円	松 山 市
池 田 喜志高	120,000 円	松 山 市
河 辺 忠 郎	120,000 円	松 山 市
藤 原 壽 則	120,000 円	松 山 市
宮 田 秀 勝	120,000 円	松 山 市
森 洋 一	240,000 円	松 山 市
寄 岡 秀 夫	120,000 円	松 山 市
宮 本 哲 郎	120,000 円	松 山 市
越 智 邦 明	120,000 円	松 山 市
赤 松 民 泰	120,000 円	松 山 市
山 内 利 昭	120,000 円	松 山 市
福 井 卓 也	120,000 円	松 山 市
渡 部 通 寛	200,000 円	松 山 市
年間5万円以下のもの	120,000 円	

( 団 体 分 )

日専連えひめ	120,000 円	松 山 市
トヨタ部品四国共販	360,000 円	松 山 市
ミツワ都市開発	120,000 円	松 山 市
安藤工業	120,000 円	西 条 市
聖和工業	120,000 円	松 山 市
アテックス	120,000 円	松 山 市
マルマストリグ	120,000 円	松 山 市
米田商事	120,000 円	松 山 市
相中組	120,000 円	伊 予 市
有光組	120,000 円	松 山 市
越智金	120,000 円	松 山 市
西四国マツダ	120,000 円	松 山 市
河窪建設	120,000 円	松 山 市
第一開発	120,000 円	松 山 市
愛媛ダイハツ販売	120,000 円	松 山 市
丸之内商事	120,000 円	宇 和 島 市
河原学園	120,000 円	松 山 市
南海プリント	120,000 円	松 山 市
森水産	120,000 円	松 山 市
松山キャノンオーエーシステム	120,000 円	松 山 市
えるく	120,000 円	松 山 市
清水建材店	120,000 円	松 山 市
Y G A	120,000 円	栃木県小山市



関谷工業	120,000 円	松 山 市
矢野産婦人科	120,000 円	松 山 市
日景生コン	120,000 円	東 温 市
神村鉄工	120,000 円	今 治 市
三浦工業	120,000 円	松 山 市
中藤産業	120,000 円	松 山 市
ピージョイ	120,000 円	松 山 市
金亀建設	120,000 円	松 山 市
愛媛土建	120,000 円	松 山 市
高橋建築事務所	120,000 円	松 山 市
丸住製紙	600,000 円	四 国 中 央 市
丸住ライン	120,000 円	四 国 中 央 市
丸住興産	120,000 円	四 国 中 央 市
中央設計	120,000 円	松 山 市
愛建電工	120,000 円	松 山 市
四国開発フェリー	120,000 円	西 条 市
レディ薬局	120,000 円	松 山 市
共栄興産	120,000 円	松 山 市
山本製作所	120,000 円	松 山 市
日新化学工業	120,000 円	松 山 市
富士造型	120,000 円	松 山 市
愛橋	120,000 円	松 山 市
うかい	960,000 円	東京都八王子市
門屋組	120,000 円	松 山 市
大和酸素工業	120,000 円	伊予郡松前町
トヨタビスタ愛媛	120,000 円	松 山 市
大和総合	120,000 円	大阪府大阪市
フジ	120,000 円	松 山 市
インテリアアイソウ	120,000 円	伊 予 市
伊予鉄会館	120,000 円	松 山 市
古湧園	120,000 円	松 山 市
今治造船	120,000 円	今 治 市
ダイキ	120,000 円	松 山 市
ニッシングルメビーフ	120,000 円	大阪府大阪市
伊予鉄高島屋	120,000 円	松 山 市
伊予ブルドーザー建設	120,000 円	伊 予 市
小倉葬祭社	120,000 円	松 山 市
長崎商事	120,000 円	松 山 市
愛媛庭園	120,000 円	松 山 市
協和道路	120,000 円	松 山 市
塩崎潤事務所	100,000 円	東京都港区
今日社	100,000 円	東京都港区
城北運送	120,000 円	松 山 市
南国産業	110,000 円	新 居 浜 市
日本信販	200,000 円	東京都文京区
佐伯ビル管理	120,000 円	松 山 市
愛媛飼料産業	120,000 円	松 山 市
タイコム証券	500,000 円	大阪府大阪市
四国建設機械販売	110,000 円	松 山 市
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
シオザワ	120,000 円	東京都中央区

大王製紙	240,000 円	東京都中央区
奥村設計	120,000 円	松 山 市
四電工愛媛支店	120,000 円	松 山 市
愛媛建物	100,000 円	松 山 市
住創	120,000 円	松 山 市
大平事務所	240,000 円	東京都千代田区
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
ヒューマンバンク	240,000 円	松 山 市
タカウチスタジオ	120,000 円	松 山 市
経営同友会	120,000 円	東京都港区
西村商事	120,000 円	松 山 市
扇屋食品	120,000 円	伊予郡松前町
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松 山 市
南高井病院	120,000 円	松 山 市
愛媛県配置薬連盟	120,000 円	松 山 市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
明星印刷工業	120,000 円	松 山 市
トヨタカーラ愛媛	120,000 円	松 山 市
南海測量設計	120,000 円	松 山 市
大進建設	120,000 円	松 山 市
エヒメ健診協会	240,000 円	松 山 市
成武建設	120,000 円	松 山 市
今井石油	120,000 円	松 山 市
アスティス	120,000 円	松 山 市
水口酒造	120,000 円	松 山 市
成田建設	120,000 円	松 山 市
日興石油	120,000 円	松 山 市
水企画事務所	100,000 円	松 山 市
マツスイ	120,000 円	松 山 市
道後産業	120,000 円	松 山 市
都市建築研究所	120,000 円	松 山 市
えひめ飲料	120,000 円	松 山 市
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
未光硝子商会	120,000 円	松 山 市
年間5万円以下のもの	2,300,000 円	
(政治団体分)		
日本薬剤師連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本医師連盟	2,000,000 円	東京都文京区
製薬産業政治連盟	4,000,000 円	東京都中央区
日本精神病院協会政治連盟	100,000 円	東京都港区
愛媛司法書士政治連盟	120,000 円	松 山 市
6 支出の内訳		
経常経費	20,677,297 円	
人件費	3,300,000 円	
光熱水費	1,037,374 円	
備品・消耗品費	6,658,349 円	
事務所費	9,681,574 円	
政治活動費	24,161,499 円	
組織活動費	6,001,253 円	
機関紙誌の発行その他の事業費	8,290,341 円	
機関紙誌の発行事業費	5,355,475 円	
宣伝事業費	2,934,866 円	

寄附・交付金	7,785,600 円
その他の経費	2,084,305 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,785,600 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H17. 2. 28

1 収入総額	57,678,196 円
前年繰越額	1,902,596 円
本年收入額	55,775,600 円
2 支出総額	44,838,796 円
3 翌年繰越額	12,839,400 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(4,660人)	4,785,600 円
寄附	29,990,000 円
個人分	2,490,000 円
団体分	18,280,000 円
政治団体分	9,220,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,000,000 円
自由民主党本部	21,000,000 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

町野 博	130,000 円	松山市
鎌倉坂 衛	120,000 円	伊予市
稲田 裕	120,000 円	松山市
三原 温	120,000 円	松山市
村上 博	120,000 円	松山市
清水 信行	120,000 円	松山市
池田 喜志高	120,000 円	松山市
河辺 忠郎	120,000 円	松山市
藤原 壽則	120,000 円	松山市
宮田 秀勝	120,000 円	松山市
森 洋一	240,000 円	松山市
寄岡 秀夫	120,000 円	松山市
宮本 哲郎	120,000 円	松山市
越智 邦明	120,000 円	松山市
赤松 民泰	120,000 円	松山市
山内 利昭	120,000 円	松山市
福井 卓也	120,000 円	松山市
渡部 通寛	200,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	120,000 円	

(団体分)

日専連えひめ	120,000 円	松山市
トヨタ部品四国共販	360,000 円	松山市
ミツワ都市開発	120,000 円	松山市
安藤工業	120,000 円	西条市
聖和工業	120,000 円	松山市
アテックス	120,000 円	松山市
マルマストリグ	120,000 円	松山市
米田商事	120,000 円	松山市
相中組	120,000 円	伊予市
有光組	120,000 円	松山市
越智金	120,000 円	松山市

西四国マツダ	120,000円	松山市
河窪建設	120,000円	松山市
第一開発	120,000円	松山市
愛媛ダイハツ販売	120,000円	松山市
丸之内商事	120,000円	宇和島市
河原学園	120,000円	松山市
南海プリント	120,000円	松山市
森水産	120,000円	松山市
松山キャノンオーエーシステム	120,000円	松山市
えるく	120,000円	松山市
清水建材店	120,000円	松山市
YGA	120,000円	栃木県小山市
関谷工業	120,000円	松山市
矢野産婦人科	120,000円	松山市
日景生コン	120,000円	東温市
神村鉄工	120,000円	今治市
三浦工業	120,000円	松山市
中藤産業	120,000円	松山市
ピージョイ	120,000円	松山市
金亀建設	120,000円	松山市
愛媛土建	120,000円	松山市
高橋建築事務所	120,000円	松山市
丸住製紙	600,000円	四国中央市
丸住ライン	120,000円	四国中央市
丸住興産	120,000円	四国中央市
中央設計	120,000円	松山市
愛建電工	120,000円	松山市
四国開発フェリー	120,000円	西条市
レディ薬局	120,000円	松山市
共栄興産	120,000円	松山市
山本製作所	120,000円	松山市
日新化学工業	120,000円	松山市
富士造型	120,000円	松山市
愛橋	120,000円	松山市
うかい	960,000円	東京都八王子市
門屋組	120,000円	松山市
大和酸素工業	120,000円	伊予郡松前町
トヨタピスタ愛媛	120,000円	松山市
大和総合	120,000円	大阪府大阪市
フジ	120,000円	松山市
インテリアアイソウ	120,000円	伊予市
伊予鉄会館	120,000円	松山市
古湧園	120,000円	松山市
今治造船	120,000円	今治市
ダイキ	120,000円	松山市
ニッシングルメビーフ	120,000円	大阪府大阪市
伊予鉄高島屋	120,000円	松山市
伊予ブルドーザー建設	120,000円	伊予市
小倉葬祭社	120,000円	松山市
長崎商事	120,000円	松山市
愛媛庭園	120,000円	松山市
協和道路	120,000円	松山市
塩崎潤事務所	100,000円	東京都港区

今日社	100,000 円	東京都港区
城北運送	120,000 円	松山市
南国産業	110,000 円	新居浜市
日本信販	200,000 円	東京都文京区
佐伯ビル管理	120,000 円	松山市
愛媛飼料産業	120,000 円	松山市
タイコム証券	500,000 円	大阪府大阪市
四国建設機械販売	110,000 円	松山市
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
シオザワ	120,000 円	東京都中央区
大王製紙	240,000 円	東京都中央区
奥村設計	120,000 円	松山市
四電工愛媛支店	120,000 円	松山市
愛媛建物	100,000 円	松山市
住創	120,000 円	松山市
大平事務所	240,000 円	東京都千代田区
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
ヒューマンバンク	240,000 円	松山市
タカウチスタジオ	120,000 円	松山市
経営同友会	120,000 円	東京都港区
西村商事	120,000 円	松山市
扇屋食品	120,000 円	伊予郡松前町
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松山市
南高井病院	120,000 円	松山市
愛媛県配置薬連盟	120,000 円	松山市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
明星印刷工業	120,000 円	松山市
トヨタカローラ愛媛	120,000 円	松山市
南海測量設計	120,000 円	松山市
大進建設	120,000 円	松山市
エヒメ健診協会	240,000 円	松山市
成武建設	120,000 円	松山市
今井石油	120,000 円	松山市
アスティス	120,000 円	松山市
水口酒造	120,000 円	松山市
成田建設	120,000 円	松山市
日興石油	120,000 円	松山市
水企画事務所	100,000 円	松山市
マツスイ	120,000 円	松山市
道後産業	120,000 円	松山市
都市建築研究所	120,000 円	松山市
えひめ飲料	120,000 円	松山市
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
末光硝子商会	120,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	2,300,000 円	
(政治団体分)		
日本薬剤師連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本医師連盟	2,000,000 円	東京都文京区
製薬産業政治連盟	4,000,000 円	東京都中央区
日本精神病院協会政治連盟	100,000 円	東京都港区

愛媛司法書士政治連盟	120,000円	松山市
6 支出の内訳		
経常経費	22,761,602円	
人件費	3,300,000円	
光熱水費	3,121,679円	
備品・消耗品費	6,658,349円	
事務所費	9,681,574円	
政治活動費	22,077,194円	
組織活動費	6,001,253円	
機関紙誌の発行その他の事業費	8,290,341円	
機関紙誌の発行事業費	5,355,475円	
宣伝事業費	2,934,866円	
寄附・交付金	7,785,600円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,785,600円	

## 第12条関係

平成17年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H18.3.31

1 収入総額	87,960,000円
前年繰越額	12,839,400円
本年收入額	75,120,600円
2 支出総額	54,575,456円
3 翌年繰越額	33,384,544円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(1,280人)	4,860,600円
寄附	44,260,000円
個人分	6,750,000円
団体分	21,490,000円
政治団体分	16,020,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,000,000円
自由民主党本部	26,000,000円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

町野博	120,000円	松山市
高内文保	240,000円	松山市
山本硬	360,000円	松山市
竹田博	70,000円	松山市
鎌倉坂衛	120,000円	伊予市
森洋一	120,000円	松山市
寄岡秀夫	120,000円	松山市
福井卓也	120,000円	松山市
清水信行	120,000円	松山市
池田喜志高	120,000円	松山市
奥村昌美	5,000,000円	東京都千代田区
赤松民泰	120,000円	松山市
年間5万円以下のもの	120,000円	

(団体分)

トヨタ部品四国共販	360,000円	松山市
タイコム証券	500,000円	大阪府大阪市

うかい	1,460,000 円	東京都八王子市
経営同友会	240,000 円	東京都港区
南国産業	740,000 円	新居浜市
四国建設機械販売	120,000 円	松山市
愛橋	120,000 円	松山市
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
UFJニコス	200,000 円	東京都文京区
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
シオザワ	120,000 円	東京都中央区
クシベウインテック	120,000 円	香川県三豊郡高瀬町
大王製紙	1,240,000 円	東京都中央区
ファースト	120,000 円	松山市
あわしま堂	120,000 円	八幡浜市
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
OHCカーボン	120,000 円	松山市
堀田建設	120,000 円	八幡浜市
タカウチスタジオ	120,000 円	松山市
愛媛冷凍冷蔵	120,000 円	西予市
神戸組	120,000 円	松山市
ウイン	120,000 円	松山市
奥村設計	120,000 円	松山市
砥部病院	240,000 円	伊予郡砥部町
石材振興会	120,000 円	松山市
愛媛県配置業連盟	120,000 円	松山市
ヒューマンバンク	240,000 円	松山市
興国コンクリート	60,000 円	松山市
アテックス	120,000 円	松山市
八松硝子建材	120,000 円	松山市
エルク	120,000 円	松山市
門屋組	120,000 円	松山市
清水建材店	120,000 円	松山市
愛媛県土地家屋調査士会	120,000 円	松山市
山本製作所	120,000 円	松山市
エヒメ健診協会	240,000 円	松山市
佐伯ビル管理	120,000 円	松山市
長崎商事	120,000 円	松山市
金亀建設	120,000 円	松山市
三亀工業	240,000 円	伊予郡松前町
伊予鉄会館	120,000 円	松山市
住創	120,000 円	松山市
レディ薬局	120,000 円	松山市
クリエイトサービス	120,000 円	松山市
プロシール	200,000 円	埼玉県比企郡吉見町
新和工業	120,000 円	松山市
中藤産業	120,000 円	松山市
日興石油	120,000 円	松山市
伊予鉄高島屋	620,000 円	松山市
キスケ	120,000 円	今治市
キクノ	120,000 円	松山市
愛媛土建	120,000 円	松山市
サークルケイ四国	120,000 円	松山市
今井石油	120,000 円	松山市

愛媛庭園	120,000 円	松 山 市
大進建設	120,000 円	松 山 市
伊予病院	120,000 円	伊 予 市
ピージョイ	120,000 円	松 山 市
有光組	120,000 円	松 山 市
スリーバンド	600,000 円	東京都八王子市
愛媛県卸売酒販組合	100,000 円	松 山 市
森ビル	1,000,000 円	東京都港区
全国質屋組合連合会	200,000 円	東京都千代田区
全国中小小売商団体連絡会	100,000 円	東京都千代田区
クレジット事業団体協議会	200,000 円	東京都千代田区
愛媛日野自動車	200,000 円	松 山 市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松 山 市
伊予鉄オート	100,000 円	松 山 市
イヨテツケーターサービス	100,000 円	松 山 市
山田屋	100,000 円	松 山 市
南洋深井薬品	100,000 円	松 山 市
愛媛県軽自動車協会	300,000 円	松 山 市
日本果樹農政協議会	300,000 円	東京都大田区
日本専門店会連盟	200,000 円	東京都千代田区
ハリマ化成	200,000 円	大阪府大阪市
水企画事務所	100,000 円	松 山 市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
中央設計	120,000 円	松 山 市
南高井病院	120,000 円	松 山 市
森水産	120,000 円	松 山 市
マツスイ	120,000 円	松 山 市
第一開発	120,000 円	松 山 市
南松山病院	120,000 円	松 山 市
トヨタカローラ愛媛	120,000 円	松 山 市
岸本設計工務	120,000 円	松 山 市
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松 山 市
西村商事	120,000 円	松 山 市
アグサス	120,000 円	松 山 市
四電工愛媛支店	120,000 円	松 山 市
協和道路	120,000 円	松 山 市
河窪建設	120,000 円	松 山 市
中四国経済交流事業協同組合	120,000 円	松 山 市
高橋建築事務所	120,000 円	松 山 市
橋本クリニック	120,000 円	松 山 市
四国医療サービス	120,000 円	松 山 市
愛媛ダイハツ販売	120,000 円	松 山 市
河原学園	120,000 円	松 山 市
フジ	120,000 円	松 山 市
南海プリント	120,000 円	松 山 市
インテリアアイソウ	120,000 円	伊 予 市
大和酸素工業	120,000 円	伊予郡松前町
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
丸住ライン	120,000 円	四国中央市
安藤工業	120,000 円	西 条 市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
相中組	120,000 円	伊 予 市
丸住製紙	600,000 円	四国中央市



丸住興産	120,000 円	四国中央市
四国開発フェリー	120,000 円	西条市
年間5万円以下のもの	390,000 円	
(政治団体分)		
愛媛司法書士政治連盟	120,000 円	松山市
日本医師連盟	1,000,000 円	東京都文京区
日本薬剤師連盟	2,000,000 円	東京都渋谷区
製薬産業政治連盟	6,000,000 円	東京都中央区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本精神科病院協会政治連盟	2,600,000 円	東京都港区
全国中小企業政治協会	200,000 円	東京都中央区
日本歯科技工士連盟	100,000 円	東京都新宿区
日本建築士事務所政経研究会	100,000 円	東京都中央区
全国クリーニング業政治連盟	300,000 円	東京都新宿区
愛媛県石油政治連盟	100,000 円	松山市
日本司法書士政治連盟	100,000 円	東京都新宿区
愛媛県社会保険労務士政治連盟	500,000 円	松山市
全国不動産政治連盟	300,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	200,000 円	東京都渋谷区
日本税理士政治連盟	100,000 円	東京都品川区
T K C 四国政経研究会	200,000 円	香川県高松市
年間5万円以下のもの	100,000 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	10,668,897 円
人件費	1,500,000 円
光熱水費	839,709 円
備品・消耗品費	2,510,812 円
事務所費	5,818,376 円
政治活動費	43,906,559 円
組織活動費	7,699,212 円
機関紙誌の発行その他の事業費	10,077,857 円
機関紙誌の発行事業費	6,480,423 円
宣伝事業費	3,597,434 円
寄附・交付金	19,860,600 円
その他の経費	6,268,890 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	19,860,600 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H18.3.31

1 収入総額	87,960,000 円
前年繰越額	12,839,400 円
本年収入額	75,120,600 円
2 支出総額	48,306,566 円
3 翌年繰越額	39,653,434 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(1,280人)	4,860,600 円
寄附	44,260,000 円
個人分	6,750,000 円
団体分	21,490,000 円
政治団体分	16,020,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,000,000 円
自由民主党本部	26,000,000 円
5 寄附の内訳	

(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
町野 博	120,000 円	松山市
高内 文保	240,000 円	松山市
山本 硬	360,000 円	松山市
竹田 博	70,000 円	松山市
鎌倉 坂衛	120,000 円	伊予市
森 洋一	120,000 円	松山市
寄岡 秀夫	120,000 円	松山市
福井 卓也	120,000 円	松山市
清水 信行	120,000 円	松山市
池田 喜志高	120,000 円	松山市
奥村 昌美	5,000,000 円	東京都千代田区
赤松 民泰	120,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	120,000 円	
(団体分)		
トヨタ部品四国共販	360,000 円	松山市
タイコム証券	500,000 円	大阪府大阪市
うかい	1,460,000 円	東京都八王子市
経営同友会	240,000 円	東京都港区
南国産業	740,000 円	新居浜市
四国建設機械販売	120,000 円	松山市
愛橋	120,000 円	松山市
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
UFJニコス	200,000 円	東京都文京区
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
シオザワ	120,000 円	東京都中央区
クシベウインテック	120,000 円	香川県三豊郡高瀬町
大王製紙	1,240,000 円	東京都中央区
ファースト	120,000 円	松山市
あわしま堂	120,000 円	八幡浜市
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
OHCカーボン	120,000 円	松山市
堀田建設	120,000 円	八幡浜市
タカウチスタジオ	120,000 円	松山市
愛媛冷凍冷蔵	120,000 円	西予市
神戸組	120,000 円	松山市
ウイン	120,000 円	松山市
奥村設計	120,000 円	松山市
砥部病院	240,000 円	伊予郡砥部町
石材振興会	120,000 円	松山市
愛媛県配置薬連盟	120,000 円	松山市
ヒューマンバンク	240,000 円	松山市
興国コンクリート	60,000 円	松山市
アテックス	120,000 円	松山市
八松硝子建材	120,000 円	松山市
エルク	120,000 円	松山市
門屋組	120,000 円	松山市
清水建材店	120,000 円	松山市
愛媛県土地家屋調査士会	120,000 円	松山市
山本製作所	120,000 円	松山市
エヒメ健診協会	240,000 円	松山市

佐伯ビル管理	120,000 円	松 山 市
長崎商事	120,000 円	松 山 市
金亀建設	120,000 円	松 山 市
三亀工業	240,000 円	伊予郡松前町
伊予鉄会館	120,000 円	松 山 市
住創	120,000 円	松 山 市
レディ薬局	120,000 円	松 山 市
クリエイトサービス	120,000 円	松 山 市
プロシール	200,000 円	埼玉県比企郡吉見町
新和工業	120,000 円	松 山 市
中藤産業	120,000 円	松 山 市
日興石油	120,000 円	松 山 市
伊予鉄高島屋	620,000 円	松 山 市
キスケ	120,000 円	今 治 市
キクノ	120,000 円	松 山 市
愛媛土建	120,000 円	松 山 市
サークルケイ四国	120,000 円	松 山 市
今井石油	120,000 円	松 山 市
愛媛庭園	120,000 円	松 山 市
大進建設	120,000 円	松 山 市
伊予病院	120,000 円	伊 予 市
ビージョイ	120,000 円	松 山 市
有光組	120,000 円	松 山 市
スリーバンド	600,000 円	東京都八王子市
愛媛県卸売酒販組合	100,000 円	松 山 市
森ビル	1,000,000 円	東 京 都 港 区
全国質屋組合連合会	200,000 円	東京都千代田区
全国中小小売商団体連絡会	100,000 円	東京都千代田区
クレジット事業団体協議会	200,000 円	東京都千代田区
愛媛日野自動車	200,000 円	松 山 市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松 山 市
伊予鉄オート	100,000 円	松 山 市
イヨテツケーターサービス	100,000 円	松 山 市
山田屋	100,000 円	松 山 市
南洋深井薬品	100,000 円	松 山 市
愛媛県軽自動車協会	300,000 円	松 山 市
日本果樹農政協議会	300,000 円	東京都大田区
日本専門店会連盟	200,000 円	東京都千代田区
ハリマ化成	200,000 円	大阪府大阪市
水企画事務所	100,000 円	松 山 市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
中央設計	120,000 円	松 山 市
南高井病院	120,000 円	松 山 市
森水産	120,000 円	松 山 市
マツスイ	120,000 円	松 山 市
第一開発	120,000 円	松 山 市
南松山病院	120,000 円	松 山 市
トヨタカローラ愛媛	120,000 円	松 山 市
岸本設計工務	120,000 円	松 山 市
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松 山 市
西村商事	120,000 円	松 山 市
アグサス	120,000 円	松 山 市
四電工愛媛支店	120,000 円	松 山 市

協和道路	120,000 円	松 山 市
河窪建設	120,000 円	松 山 市
中四国経済交流事業協同組合	120,000 円	松 山 市
高橋建築事務所	120,000 円	松 山 市
橋本クリニック	120,000 円	松 山 市
四国医療サービス	120,000 円	松 山 市
愛媛ダイハツ販売	120,000 円	松 山 市
河原学園	120,000 円	松 山 市
フジ	120,000 円	松 山 市
南海プリント	120,000 円	松 山 市
インテリアアイソウ	120,000 円	伊 予 市
大和酸素工業	120,000 円	伊予郡松前町
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
丸住ライン	120,000 円	四国中央市
安藤工業	120,000 円	西 条 市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
相中組	120,000 円	伊 予 市
丸住製紙	600,000 円	四国中央市
丸住興産	120,000 円	四国中央市
四国開発フェリー	120,000 円	西 条 市
年間5万円以下のもの	390,000 円	

## (政治団体分)

愛媛司法書士政治連盟	120,000 円	松 山 市
日本医師連盟	1,000,000 円	東京都文京区
日本薬剤師連盟	2,000,000 円	東京都渋谷区
製薬産業政治連盟	6,000,000 円	東京都中央区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本精神科病院協会政治連盟	2,600,000 円	東京都港区
全国中小企業政治協会	200,000 円	東京都中央区
日本歯科技工士連盟	100,000 円	東京都新宿区
日本建築士事務所政経研究会	100,000 円	東京都中央区
全国クリーニング業政治連盟	300,000 円	東京都新宿区
愛媛県石油政治連盟	100,000 円	松 山 市
日本司法書士政治連盟	100,000 円	東京都新宿区
愛媛県社会保険労務士政治連盟	500,000 円	松 山 市
全国不動産政治連盟	300,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	200,000 円	東京都渋谷区
日本税理士政治連盟	100,000 円	東京都品川区
T K C 四国政経研究会	200,000 円	香川県高松市
年間5万円以下のもの	100,000 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	10,668,897 円
人件費	1,500,000 円
光熱水費	839,709 円
備品・消耗品費	2,510,812 円
事務所費	5,818,376 円
政治活動費	37,637,669 円
組織活動費	7,699,212 円
機関紙誌の発行その他の事業費	10,077,857 円
機関紙誌の発行事業費	6,480,423 円
宣伝事業費	3,597,434 円
寄附・交付金	19,860,600 円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 19,860,600 円

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第30条</b> 省略 (指定代理納付者による納付)</p> <p><b>第30条の2</b> 企業出納員又は現金取扱員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の収入を納付させることを承認したときは、納入通知書の領収書に承認印(様式第36号の3)を押して、これを納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>(不納欠損)</p> <p><b>第33条</b> 所属長は、地方自治法_____第240条第1項に規定する債権が次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損決議書(様式第38号)及び不納欠損調書(様式第38号の2)により不納欠損の手続をしなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 省略 (隔地払)</p> <p><b>第61条</b> 企業出納員は、隔地払をするときは、隔地払通知書(様式第50号)、隔地払案内書(様式第50号の2)及び送金通知書(様式第50号の3)に支払通知額等集計表を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が出納取扱金融機関以外の金融機関であるときは、出納取扱金融機関をして送金小切手_____により送金させるものとする。</p> <p>(公金の収納)</p> <p><b>第151条</b> 出納取扱金融機関は、納入通知書その他次の各号に掲げる書類(以下「納入に関する書類」という。)のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 省略 (6) 省略</p> <p>2・3 省略 (隔地払の手続)</p> <p><b>第158条</b> 出納取扱金融機関は、第61条の規定により書類の送付を受けた場合は、直ちに、送金通知書を債権者に支払場所が取扱店であるときは隔地払案内書を当該取扱店に、支払場所が取扱店以外の金融機関であるときは送金小切手_____を債権者にそれぞれ送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>別表</b> (第16条関係) 電 気 事 業 勘 定 科 目 資 産</p>	<p><b>第30条</b> 省略</p> <p>(不納欠損)</p> <p><b>第33条</b> 所属長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権が次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損決議書(様式第38号)及び不納欠損調書(様式第38号の2)により不納欠損の手続をしなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 省略 (隔地払)</p> <p><b>第61条</b> 企業出納員は、隔地払をするときは、隔地払通知書(様式第50号)、隔地払案内書(様式第50号の2)及び送金通知書(様式第50号の3)に支払通知額等集計表を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が出納取扱金融機関以外の金融機関であるときは、出納取扱金融機関をして送金小切手又は郵便為替により送金させるものとする。</p> <p>(公金の収納)</p> <p><b>第151条</b> 出納取扱金融機関は、納入通知書その他次の各号に掲げる書類(以下「納入に関する書類」という。)のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p> <p>(1)~(4) 省略 (5) 郵便振替公金払込高通知書又は郵便振替受払通知票 (6) 省略 (7) 省略</p> <p>2・3 省略 (隔地払の手続)</p> <p><b>第158条</b> 出納取扱金融機関は、第61条の規定により書類の送付を受けた場合は、直ちに、送金通知書を債権者に支払場所が取扱店であるときは隔地払案内書を当該取扱店に、支払場所が取扱店以外の金融機関であるときは送金小切手又は郵便為替を債権者にそれぞれ送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>別表第1</b> (第16条関係) 電 気 事 業 勘 定 科 目 資 産</p>

(1) 省略

(2) 流 動 資 産

款	項	目	節	備 考
現金 預金	本局（又は 所）			省略
		現金		支払の确实な小切手_____ ____、官庁支払通知書等で割引 なくして現金に引換え得るもの を含む。ただし、小払資金を除 く。
省略			省略	

(3)～(9) 省略

省略

様式第50号（第61条関係）隔地払通知書

様式第50号（その1）・（その2） 省略

様式第50号（その3）

省略	上記の金額を、 <u>送金小切手</u> により債権者 に支払ってください。
----	---

注 省略

様式第50号の3（第61条関係）送金通知書

様式第50号の3（その1） 省略

様式第50号の3（その2）

省略	上記の金額を、 <u>送金小切手</u> で送金しまし たからお受け取りください。
----	--

注 省略

(1) 省略

(2) 流 動 資 産

款	項	目	節	備 考
現金 預金	本局（又は 所）			省略
		現金		支払の确实な小切手、 <u>郵便為替 証書</u> 、官庁支払通知書等で割引 なくして現金に引換え得るもの を含む。ただし、小払資金を除 く。
省略			省略	

(3)～(9) 省略

省略

様式第50号（第61条関係）隔地払通知書

様式第50号（その1）・（その2） 省略

様式第50号（その3）

省略	上記の金額を、 <u>送金小切手</u> <u>郵便為替</u> により債権者 に支払ってください。
----	--

注 省略

様式第50号の3（第61条関係）送金通知書

様式第50号の3（その1） 省略

様式第50号の3（その2）

省略	上記の金額を、 <u>送金小切手</u> <u>郵便為替</u> で送金しまし たからお受け取りください。
----	---

注 省略

第2条 愛媛県公営企業会計規程の一部を次のように改正する。

様式第36号の2の次に次の1様式を加える。

様式第36号の3（第30条の2関係） 承認印



- 注1 承認印の寸法は、直径3センチメートルとすること。
- 2 日付は、差込式又は回転式とすること。

## 附 則

この管理規程は、平成19年10月1日から施行する。

---

 公営企業公告
 

---

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月28日

愛媛県公営企業管理者

和 氣 政 次

## 1 入札に付する事項

## (1) 事業名

愛媛県立中央病院整備運営事業（以下「本事業」という。）

## (2) 事業実施場所

愛媛県松山市春日町83番地外

## (3) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、新設する施設にあっては整備を行った後に県に所有権を移転し、維持管理・運営期間中にわたる運営業務等を行うBTO方式（Build, Transfer, Operate）とし、改修する施設にあっては県の所有する施設の改修整備を行った後に、運営業務等を行うRO方式（Rehabilitate, Operate）とする。

## (4) 事業内容

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。

## ア 統括マネジメント業務

(ア) イからオまでに掲げる個別業務のマネジメント業務（開院準備支援業務を含む。）

(イ) 病院経営支援業務

## イ 病院施設等の整備業務

(ア) 施設整備に係る事前調査及びその関連業務

(イ) 施設の設計及びその関連業務

(ウ) 解体を要する既存施設の解体業務

(エ) 施設の建築工事、土木工事及びそれらの関連業務

(オ) 周辺影響調査及びその対策業務

(カ) 電波障害調査及びその対策業務

(キ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

(ク) 工事監理業務

(ケ) (ア)から(ク)までの業務に伴う各種申請業務

## ウ 調達関連業務

(ア) 医療機器等（給食用機器を含み、初期調達分に限る。）

(イ) 診療材料及び準備品・消耗品

(ウ) 医薬品

(エ) 一般備品（初期調達分に限る。）

## エ 運営業務

(ア) 診療技術支援業務

a 食事の提供業務

b 医療機器の管理・保守点検業務

c 医療補助業務

(イ) 物流管理関連業務

a 物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）

b 滅菌消毒業務

c 洗濯業務

(ウ) 情報管理関連業務

a 診療情報管理業務

b 医療事務業務（電話交換業務を含む。）

(エ) 施設維持管理業務

a 清掃業務（植栽管理業務を含む。）

b 施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）

c 警備業務

オ 利便施設運営業務

## (5) 整備する施設の概要

ア 計画敷地面積

約35,000平方メートル

イ 病院施設

(ア) 病床数

823床（一般病床 820床、感染症病床第二種 3床）

(イ) 診療科数

24診療科

## (6) 事業期間

事業契約の締結の日から平成45年3月31日まで

## (7) 予定価格

191,200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 応募者等の構成

ア 入札に参加できる者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人又は法人のグループ（以下「応募者」という。）とする。

イ 応募者は、落札後に設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を行う代表企業、マネジメント・サポート企業及び設計・施工協力企業で構成される。ただし、マネジメント・サポート企業を設けるか否かは、応募者の任意とする。

ウ 代表企業とは、応募に当たっての代表法人で、SPCを設立して本事業を主導して実施しようとする法人をいう。

エ マネジメント・サポート企業とは、SPCが統括マネジメント業務を提供するに当たり、SPCのみでは提供し得ない機能を提供する業務（以下「マネジメント・サポート業務」という。）を実施しようとする法人をいう。

オ 設計・施工協力企業とは、事業者が本事業を遂行するに当たり、設計業務、工事業務及び工事監理業務を実施しようとする法人をいう。

カ 次の(ア)及び(イ)を総称して、応募者等とする。

(ア) 応募者

(イ) SPCに出資しないマネジメント・サポート企業及び設計・施工協力企業

## (2) 応募者等に共通する参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て及び同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による



廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項又は第133条の規定による破産申立てがなされていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て及び平成12年3月31日以前に同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。

オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理の開始を命ぜられていない者であること。

カ 製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及びこれに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。）を行おうとする者にあつては、入札説明書で規定する一般競争入札参加要件確認申請書の提出期間の最終日（以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。）において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条に規定する平成18年度及び平成19年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

### (3) 個別参加要件

応募者等は、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

#### ア 代表企業

統括マネジメント業務を主導的に行うために必要な能力を有していること。

#### イ マネジメント・サポート企業

マネジメント・サポート業務以外の業務を行うことは、原則としてできないものとする。

#### ウ 設計・施工協力企業

##### (ア) 設計業務を実施する者

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

b 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年度及び平成20年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

c 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に設計が完了した次に掲げる建物の設計業務をいずれも主契約者（共同企業体案件の場合には、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するもの。以下同じ。）として受注した実績を有していること。

- (a) 一般病床500床以上の病院建物
- (b) 免震構造の建物（病院建物に限らない。）

##### (イ) 工事業務を実施する者

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規

定による特定建設業の許可を受けていること。

b 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査において、直近かつ有効な総合評価値が次に掲げる点以上であること。

- (a) 建築一式工事 1,200点
- (b) 電気工事 1,000点
- (c) 管工事 1,000点

c 一般競争入札参加要件確認基準日において、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第2条に規定する平成19年度及び平成20年度における等級別格付けを受けていること。

d 工事業務のうち、建築一式工事を実施する者にあつては、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した次に掲げる建物に係る建築一式工事の施工をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。

- (a) 一般病床500床以上の病院建物
- (b) 免震構造の建物（病院建物に限らない。）

e 工事業務のうち、電気工事及び管工事を実施する者にあつては、それぞれ、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した一般病床500床以上の病院建物に係る電気工事又は管工事の施工を主契約者又は一次下請負人として受注した実績を有していること。

f 本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。

##### (ウ) 工事監理業務を実施する者

a 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

b 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年度及び平成20年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

c 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した次に掲げる建物の工事監理業務をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。

- (a) 一般病床500床以上の病院建物
- (b) 免震構造の建物（病院建物に限らない。）

d 本事業における工事業務を実施する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付

#### (1) 交付期間

この公告の日から平成19年11月26日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。）

#### (2) 交付方法

6(7)に掲げる場所で交付する。

### 4 入札参加要件の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する応募者等は、一般競争入札参加要件確認申請書及び必要書類（以下「参加要件確認書類」という。）を提出して、入札参加要件の確認を受けなければならない。

(2) 参加要件確認書類の受け付け

## ア 受付期間

平成19年11月22日（木）から同月26日（月）までの執務時間中

## イ 受付場所

6(7)に掲げる場所で受け付ける。

## ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加要件の確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成19年12月6日（木）までに、書面により通知する。

## オ その他

(ア) 参加要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書による。

## 5 入札の手続

4により入札参加要件の確認を受けた者は、入札説明書で規定する入札書及び提案内容を記載した資料（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

## (1) 入札の日時及び場所

## ア 日時

平成20年6月30日（月）午前10時

## イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県公営企業管理局会議室

## (2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

## (3) 郵送による入札の取扱い

郵送による入札の場合は、入札提出書類は、書留郵便により、平成20年6月27日（金）午後5時30分までに、6(7)に掲げる場所に必着のこと。

## (4) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成20年6月30日（月）午後3時

## イ 場所

(1)イに掲げる場所

## (5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札書に記載する入札金額は、1(4)アからオまでに掲げる業務（事業者が独立採算により実施する業務を除く。）に係るサービス対価の総額とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札の無効等

ア 入札参加要件を有しない者及び入札参加要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明

書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 落札者決定基準

ア 評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

イ 配点に当たっては、内容評価点と価格点に区分し、内容評価点を700点とし、価格点を300点とする。

ウ この落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。

## (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局県立病院課  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2992

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Nature and quantity: All the works for the Ehime Prefectural Central Hospital development project including total management, design, construction, construction supervision, demolition, procurement, and operation under the PFI BTO and PFI RO method

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 30 June 2008

(3) For further information, please contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2992